

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壱岐市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県壱岐市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法、市税条例、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険税の賦課・徴収・収納・還付・滞納管理に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システムに関する事務</p>
③システムの名称	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.医療保険者等向け中間サーバー等システム 7.オンライン資格確認等システム 8.特定健診等データ管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.被保険者台帳情報ファイル、2.給付情報ファイル、3.賦課情報ファイル、4.収納管理情報ファイル、5.滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項、第2項及び別表第一の16、30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ・口座登録法第3条第3項第4号、第9条及び口座登録法施行規則第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <p>[別表第二における情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、106、120の項 <p>[別表第二における情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27、42、43、44、45の項 <p>[オンライン資格確認の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 <p>(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健環境部保険課
②所属長の役職名	保健環境部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課 〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 TEL 0920-48-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-① 部署	保健環境部健康保健課	保健環境部保険課	事後	
平成29年11月1日	I-1-③ システムの名称	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	保健環境部健康保健課長 崎川敏春	保健環境部保険課長 石尾正彦	事後	
平成30年6月26日	II-1 対象人数	平成27年11月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年6月26日	II-2 取扱者数	平成27年11月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	保健環境部健康保健課長 石尾正彦	保健環境部保険課長 木屋村伸吾	事後	
令和1年6月25日	II-1 対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2 取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年3月13日	I-1-② 事務の概要	【概要】 ・国民健康保険法、地方税法の規定及び市税条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務	【概要】 ・国民健康保険法、地方税法の規定及び市税条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システムに関する事務	事前	
令和2年3月13日	I-1-③ システムの名称	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.オンライン資格確認等システム 7.医療保険者等向け中間サーバー等システム	事前	
令和2年3月13日	I-3- 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	・番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠)(42、43、44、45の項) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠)(42、43、44、45の項) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事前	
令和2年3月13日	I-5-② 所属長の役職名	保健環境部保険課長 木屋村 伸吾	保健環境部保険課長	事後	
令和2年3月13日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年5月29日	I-1-③ システムの名称	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.オンライン資格確認等システム 7.医療保険者等向け中間サーバー等システム	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.医療保険者等向け中間サーバー等システム 7.オンライン資格確認等システム	事後	
令和2年5月29日	I-2 特定個人情報ファイル名	1.被保険者台帳情報ファイル、2.給付情報ファイル、3.賦課情報ファイル、4.収納管理情報ファイル、5.滞納管理情報ファイル	1.被保険者台帳情報ファイル、2.給付情報ファイル、3.賦課情報ファイル、4.収納管理情報ファイル、5.滞納管理情報ファイル	事後	
令和2年5月29日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠)(42、43、44、45の項) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)(27、42、43、44、45の項) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	
令和2年5月29日	II-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事後	
令和2年5月29日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない 十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月8日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年7月8日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年4月14日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (27、42、43、44、45の項) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (27、42、43、44、45の項) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	
令和4年4月14日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月14日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I-1-② 事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法の規定及び市税条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システムに関する事務 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法、市税条例、市個人情報保護条例、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険税の賦課・徴収・収納・還付・滞納管理に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システムに関する事務 	事前	
令和4年9月1日	I-1-③ システムの名称	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.医療保険者等向け中間サーバー等システム 7.オンライン資格確認等システム	1.国民健康保険システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.医療保険者等向け中間サーバー等システム 7.オンライン資格確認等システム 8.特定健診等データ管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第9条第1項、第2項及び別表第一の16、30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 口座登録法第3条第3項第4号、第9条及び口座登録法施行規則第2条 	事前	
令和4年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (27、42、43、44、45の項) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] ・1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、106、120の項 [別表第二における情報照会の根拠] ・27、42、43、44、45の項 [オンライン資格確認の根拠] ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	
令和4年9月1日	II-1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年6月13日	I-1-② 事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法、地方税法、市税条例、市個人情報保護条例、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険税の賦課・徴収・収納・還付・滞納管理に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システムに関する事務</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法、地方税法、市税条例、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険税の賦課・徴収・収納・還付・滞納管理に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システムに関する事務</p>	事後	
令和5年6月13日	II-1 対象人数	令和4年9月1日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和5年6月13日	II-2 取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	